# 一般財団法人 Ruby アソシエーション

# 理事の職務権限規程

## 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人Rubyアソシエーション(以下「この法人」という。)の理事の職務 権限を定め、業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

## (法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力 して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

# 第2章 理事の職務権限

#### (理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定 に参画する。

## (代表理事)

第4条 代表理事は理事長1名とする。

#### (理事長)

- 第5条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。
  - (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
  - (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
  - (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

# (副理事長)

- 第6条 副理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。
  - (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
  - (2) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 2 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の職務を執行する。ただし、代表理事たる理事長の代表権に係る職務権限を除く。

# 第3章補則

#### (細 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

## (改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### 附則

この規程は、平成23年7月27日から施行する。(平成23年7月27日理事会議決)

# (別表)理事の職務権限

決 裁 事 項		
	決裁権者	
	理事長	副理事長
事業計画及び予算の案の作成に関すること	0	
事業報告及び決算の案の作成に関すること	0	
人事及び給与制度の立案に関すること	0	
重要な使用人以外の者の任用に関すること	0	
国外出張に関すること	0	
国内出張に関すること		0
契約(書面による)の締結	0	
契約(書面による)金額の範囲内の支出		0
法人の諸規程・諸規則に基づく支出(旅費交通費等)		0
法人の諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、一件につき3万円未満の支出		0
法人の諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、一件につき3万円以上の支出	$\circ$	
事業の実施に関すること	$\circ$	
協賛金に関すること	$\circ$	
寄附に関すること	0	
訴訟に関すること	0	
外部に対する文書発簡(特に重要なもの)	0	
外部に対する文書発簡(上記以外のもの)		0
職員の教育・研修に関すること		0
渉外に関すること		0
福利厚生(役員含む)に関すること		0
金融機関を指定すること		0